

小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱

令和 4 年 3 月 25 日

告示第36号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号。以下「法」という。）第 8 条に基づき策定した小城市過疎地域持続的発展計画を実施するため、法第 2 条に基づく小城市内（以下「市内」という。）の過疎地域への定住促進及び地域の活性化を図る目的により、過疎地域内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その奨励金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域 法第 2 条に該当する市内の区域をいう。
- (2) 住宅 市内において専ら人の居住の用に供する部分の床面積が 50平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上、かつ、50平方メートル以上であるものをいう。
- (3) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、過疎地域に新たに建築した住宅をいう。
- (4) 建売住宅 第 2 号に規定する住宅のうち、過疎地域に販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (5) 中古住宅 第 2 号に規定する住宅のうち、過疎地域に所在し、住居として使用されていた住宅（小城市空き家情報登録制度実施要綱（平成24年小城市告示第34号）第 1 条に規定する空き家情報登録

制度に登録された空き家を含む。)又は奨励金の交付申請日において竣工から2年を超えている住宅をいう。

(6) 住宅取得 第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する住宅及び当該住宅の用に供される土地を取得し、かつ、所有権の保存又は移転の登記が完了することをいう。

(7) 子育て世帯 中学生以下の子がいる世帯をいう。

(8) 三世帯同居 奨励金の交付申請日において、新たに親、子、孫等の三世帯以上(孫等は中学生以下の者に限る。)が一の住宅又は一の住宅地内に居住することをいう。ただし、既に三世帯以上で市内の一の住宅に同居している場合又は親等が市外から転入して三世帯以上で居住する場合は除く。

(9) 市内業者 市内に所在地を有する個人事業者及び市内に本店、支店又は営業所等を有する法人事業者をいう。

(10) 居住誘導区域 小城市立地適正化計画(平成30年3月制定)に定める医療・福祉・商業等の日常生活サービスの都市機能や公共施設、公共交通が維持・確保されるよう居住を誘導する区域をいう。

(11) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入し、若しくは取得し、現に居住していない市内に存在する一戸建て住宅をいう。

(12) 空き家付き土地購入者 1親等以内の親族以外の者が所有する空き家付きの土地を購入後、購入者が空き家の除却を実施した後新たな住宅を建築する者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、奨励金の交付申請日において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内において自己名義の住宅を所有せず、令和4年4月1日以降に住宅取得のための建設請負契約又は売買契約を建設業者等と交わした者

(2) 住宅取得に係る経費が300万円以上（改修工事費を除く。）の住宅を取得する者

(3) 新築住宅又は建売住宅の住宅取得者は、本人又はその配偶者のいずれかが50歳未満の者

(4) 中古住宅の住宅取得者は、本人又はその配偶者のいずれかが65歳未満の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除外する。

(1) この告示の施行の日前に締結した工事請負契約又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請により住宅を新築する者若しくはこの告示の施行の日前に締結した売買契約により建売住宅又は中古住宅を購入する者

(2) 転入又は転居を伴わず、現に居住している既存住宅の全部又は一部を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築する者（建替えのために一時的に賃貸住宅又は借家に転居した者及び従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築し、10年未満に既存住宅の全部又は一部を取り壊す者を含む。）

(3) 公共工事の施工に伴う移転補償費を受ける者

(4) 市税又は国民健康保険税を滞納している者

(5) 1親等以内の親族から住宅取得をした者

(6) 別荘等の一時的居住又は賃貸を目的に住宅取得をした者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(8) 過去に、小城市定住促進住宅取得奨励金の交付を受けている者

(9) 過去に、この奨励金の交付決定の全部又は一部の取消を受けた

ことがある者（同一世帯に属する者を含む。）

（１０） 当該奨励金と同様の国又は県の補助金等を受けた者又は受ける予定の者

（１１） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（奨励金の額）

第４条 奨励金の額は別表のとおりとし、交付する金額は同表に掲げる額を合算した額とする。

（奨励金の交付申請）

第５条 規則第３条第１項に規定する補助金等交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２ 前項の補助金等交付申請書は、必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

３ 第１項の補助金等交付申請書の提出期限は、工事請負契約又は売買契約の締結の日から起算して１年以内の日又は申請年度の属する年度の３月２５日のいずれか早い日とする。ただし、交付対象者の責に帰することができない理由により提出期限を過ぎた場合には、提出期限を申請年度の属する年度の３月２５日まで延長する。

４ 前項ただし書の場合には、必要に応じて新築住宅工事遅延理由書（様式第５号）を申請書に添付して市長に提出するものとする。

（奨励金の交付の条件）

第６条 規則第５条の規定により奨励金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１） 規則及びこの告示の規定に従うこと。

（２） 奨励金の額の確定の日から起算して１０年以内に当該住宅を譲渡、交換、貸付け又は取り壊さないこと。

（３） 奨励金の額の確定の日から起算して１０年以内に当該住宅から転出又は転居しないこと。

(4) 奨励金交付事業に係る書類を整理し、当該事業完了後10年間保管すること。

(5) この奨励金は、精算払の方法により交付する。

(奨励金の交付決定)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第6号のとおりとする。

(申請内容の変更等)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第7号のとおりとする。

2 前条の規定により交付の決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、前項の補助金等変更（中止・廃止）承認申請書に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。ただし、奨励金の額に変更がない軽微なものについては、この限りでない。

(1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金等変更（中止・廃止）承認申請書の提出期限は、住宅取得前又は申請年度の属する年度の3月25日のいずれか早い日とする。

(交付決定の変更)

第9条 規則第9条第3項に規定する補助金等変更（中止・廃止）決定通知書は、様式第8号のとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 建物の登記事項証明書の写し

(2) 住所変更後の住民票謄本（続柄が記載されたもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、住宅取得の日から起算して30日以内又は申請年度の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(奨励金の額の確定)

第11条 規則第14条に規定する補助金等交付確定通知書は、様式第10号のとおりとする。

(奨励金の請求)

第12条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第11号のとおりとする。

2 前条の通知を受けた者は、遅滞なく補助金等交付請求書により、市長に請求するものとする。

(奨励金の返還等)

第13条 規則第17条第1項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 規則第19条の規定により奨励金の返還を請求するときは、補助金等返還請求書（様式第13号）により通知するものとする。

3 前項の規定により奨励金の返還を請求する金額は、第6条第1号に違反した場合は全額を、同条第2号又は第3号に違反した場合は次に定める奨励金の額の確定後の年数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 2年以内 奨励金の全額

(2) 2年を超え4年以内 奨励金の5分の4の額

(3) 4年を超え6年以内 奨励金の5分の3の額

(4) 6年を超え8年以内 奨励金の5分の2の額

(5) 8年を超え10年以内 奨励金の5分の1の額

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

住宅の 区分	交付対象者	定額	加算					限度 額
			子育て 世帯	三世代 同居	市内業 者施工	居住誘 導区域	空き家付 き土地購 入者	
新築住 宅 建売住 宅	50歳未満 (本人又は 配偶者のい ずれか)	30万 円／人 (限度 30万円)	10万円 ／人 (限度 30万円)	10万円	10万円	10万円	30万円	120万 円
中古住 宅	65歳未満 (本人又は 配偶者のい ずれか)							80万 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付申請書

次のとおり、過疎地域定住促進住宅取得奨励金の交付を受けたいので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 内訳 (単位：万円)

奨励金額 算出表	定額	加算					奨励金 申請額 (合計)
		子育て世帯	三世代同居	市内業者 施工	居住誘導 区域	空き家付き 土地購入者	
新築住宅 建売住宅	30						／120
中古住宅	30						／80

※添付書類（提出前に下記の書類が全て揃っているか確認ください。）

- ☐ 定住促進確認書（様式第2号）
- ☐ 代表申請者選任届（共有住宅の場合に限る。）（様式第3号）
- ☐ 同意書・誓約書（様式第4号）
- ☐ 工事請負契約書又は売買契約書の写し（建物の価格が分かる書類を添付すること。）
- ☐ 位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図及び立面図（中古住宅にあっては、図面に代わるもの）
- ☐ 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ☐ 戸籍謄本の写し（同一世帯の場合を除く。）
- ☐ 世帯全員が市税又は国民健康保険税を滞納していないことが分かる書類（未納がない証明書）
- ☐ 空き家付き土地の売買契約書の写し（空き家付き土地購入者のみ）
- ☐ 除却した空家の写真（除却前、除却完了後）（空き家付き土地購入者のみ）
- ☐ その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

定住促進確認書

転入・転居予定年月日		年 月 日						
住宅取得予定地								
世帯の状況 (申請日時点)	続柄	氏名	年齢	生年月日	続柄	氏名	年齢	生年月日
住 宅	契 約 日	年 月 日						
	取 得 予 定 日	年 月 日						
	住 宅 の 区 分	☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 中古住宅						
	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅						
	構 造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ 造）						
	階 数	☐ 平屋 ☐ 2階 ☐ 3階 ☐ その他（ 階）						
	面 積	延べ床面積 m ² （うち店舗部分 m ² ）						
	取 得 価 格 （ 税 込 み ）	円（用地取得費、改修工事費を除く）						
工 事 施 工 業 者	所在地：							
	業者名：							

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

代表申請者選任届

過疎地域定住促進住宅取得奨励金の交付申請について、次のとおり代表申請者を選定しましたので届け出します。

代表申請者	住所	
	氏名	

住宅の共有名義人全員	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	

※住宅の共有名義人全員の欄は各々が自ら署名してください。

様式第4号（第5条関係）

同意書・誓約書

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

○奨励金の交付に関する事項

私及び世帯員は、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱を精読した上で申請し、次のとおり同意します。

- 1 小城市の住民として定住の意志をもって10年以上居住し、地域の活性化に貢献すること。
- 2 市が、この奨励金交付申請の審査のため、住民登録情報及び市税並びに国民健康保険税の税務情報の資料について確認すること。
- 3 小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第6条第1号から第3号のいずれかに違反した場合において、奨励金の交付決定を取り消されたときは、既に交付された奨励金の全部又は一部を返還すること。なお、奨励金の返還請求の審査に当たって、市が住民登録情報及び市税並びに国民健康保険税の税務情報の資料について確認すること。

○暴力団排除に関する事項

私及び世帯員は、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱を精読した上で申請し、次のいずれにも該当しないことを誓約します。また、私及び世帯員は、暴力団員であるか否かを確認するため、小城警察署に照会がなされることに同意します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- 2 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 3 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用している者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

小城市では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために小城警察署へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、小城市過疎地域町定住促進住宅取得奨励金交付事業のため及び誓約事項の確認のために使用します。

様式第5号（第5条関係）

新築住宅工事遅延理由書

年 月 日

小城市長 様

（施工業者）

住 所

会社名

代表者名

様 との 工事請負契約について、当該工事の完了が遅延したため、その理由を次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|------------|----------------|-------------|
| 1 | 工事名（契約件名） | _____ | 工事請負契約 |
| 2 | 発注日（契約日） | _____ 年 月 日 | |
| 3 | 工事請負金額（税抜） | _____ | 円 |
| 4 | 遅延の理由 | _____
_____ | |
| 5 | 今後の見込み | 工事完了予定日： | _____ 年 月 日 |

※ 施工業者の代表者印を押印してください。

※ 施工業者が記入すること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長 国

過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり奨励金交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 小城市補助金等交付規則及び小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱に従うこと。
 - (2) 小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 6 条第 1 号から第 3 号のいずれかに違反したときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができること。この場合において、奨励金が既に交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができること。
 - (3) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに報告又は提出すること。
 - (4) 奨励金交付事業に係る書類を整理し、当該事業完了後 10 年間保管すること。

年 月 日

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、次のとおり申請内容を変更（中止・廃止）したいので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

申 請 の 内 容	☐ 変更 ☐ 取り下げ
変 更 等 の 理 由	
変 更 等 の 内 容	
添 付 書 類	☐ 変更内容及び変更箇所が確認できる書類 ☐ その他（ ）

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

国

過疎地域定住促進住宅取得奨励金変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）の申請があった過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、次のとおり変更（中止・廃止）の承認を決定したので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第9条の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
変更後の交付決定額	金 円
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 等 の 内 容	

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

過疎地域定住促進住宅取得奨励金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた過疎地域定住促進住宅取得奨励金に係る住宅の取得が完了したので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 交 付 年 度	年度
2 交 付 決 定 額	金 円
3 住 宅 取 得 日	年 月 日
4 転入・転居日	年 月 日

※添付書類

- ☐ 建物の登記事項証明書の写し
- ☐ 住所変更後の住民票謄本（続柄が記載されたもの）
- ☐ その他（ ）

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長 国

過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり奨励金の額を確定したので通知します。

- | | |
|---------|-----|
| 1 交付年度 | 年度 |
| 2 交付決定額 | 金 円 |
| 3 交付確定額 | 金 円 |

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で奨励金の額の確定の通知があった過疎地域
定住促進住宅取得奨励金について、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 12 条
の規定により、次のとおり請求します。

交付確定額	金 円			
請 求 額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支店名等	店・支店 出張所
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

（添付書類）

- 1 口座名義人は、申請者と同一人で請求してください。
- 2 振込先の金融機関の通帳の写し又は確認が取れる資料を添付してください。

様式第 12 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長 国

過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で奨励金の額の確定を通知した過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、次のとおり奨励金の取り消しを決定したので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により通知します。

- | | |
|-----------------|----|
| 1 交 付 年 度 | 年度 |
| 2 交 付 額 金 | 円 |
| 3 奨励金の取り消し額 金 | 円 |
| 4 取 り 消 し の 理 由 | |

様式第 13 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長 国

過疎地域定住促進住宅取得奨励金返還請求書

年 月 日付け 第 号で奨励金の額の確定を通知した過疎地域定住促進住宅取得奨励金について、次のとおり奨励金の返還を請求しますので、小城市過疎地域定住促進住宅取得奨励金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により通知します。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 交 付 年 度 | 年度 |
| 2 交 付 額 金 | 円 |
| 3 奨 励 金 の 返 還 額 金 | 円 |
| 4 返還金の納付期限 | 年 月 日 |

様式第 1 号（第 5 条関係）
様式第 2 号（第 5 条関係）
様式第 3 号（第 5 条関係）
様式第 4 号（第 5 条関係）
様式第 5 号（第 5 条関係）
様式第 6 号（第 7 条関係）
様式第 7 号（第 8 条関係）
様式第 8 号（第 9 条関係）
様式第 9 号（第10条関係）
様式第 1 0 号（第11条関係）
様式第 1 1 号（第12条関係）
様式第 1 2 号（第13条関係）
様式第 1 3 号（第13条関係）